

農業振興地域整備計画の総合見直し



農業振興地域整備計画の見直しについて

村では、令和4年度から令和5年度にかけて「美浦村農業振興地域整備計画」の総合見直しを行っております。

※「美浦村農業振興地域整備計画」とは、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業を振興すべき地域の指定と、当該地域における農業的整備のための施策を計画的に推進することを目的に定めた計画で、おおむね5年ごとの基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に、総合見直しを行うこととしております。

農用地区域からの農振除外等申請の受付休止について

計画見直しの期間中は、**農用地区域からの農振除外等申請の受付を休止**いたします。

受付休止期間

令和5年2月1日～令和6年3月31日

※手続きの進捗状況によって、変更となる場合があります。

問合せ 経済課 ☎029-885-0340 (内) 218・219

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産です。死産、流産、早産を含みます。



- ◆**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
- ◆**届出期間** 出産予定日の6か月前から届出可能。
- ◆**届出先** 役場国保年金課(4番窓口)
- ◆**必要書類** 出産前の届出の場合は、母子健康手帳などが必要です。出産後の届出の場合は村で出産日を確認できるため原則不要ですが、被保険者とそのお子さんが別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340 (内) 117

『介護マーク』を配布しています！

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれてしまう場合があります。そこで、村では介護している方が介護中であることを周囲の方に理解していただくための「介護マーク」を配布しています。



こんな時に

- ・公衆のトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに2人で入室するとき等

申込み・問合せ 福祉介護課 ☎029-885-0340(内)135

